

仕 様 書

1 件 名 東葛・葛南地区工業用水道南八幡浄水場で使用する電力
(複数単価契約)

2 履行場所 千葉縣市川市南八幡 2-23-1
千葉県水道局葛南工業用水道事務所南八幡浄水場

3 履行期間 平成31年4月1日午前0時 から 平成32年3月31日午後12時

4 仕 様

(1) 電気方式等

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧(標準電圧)	6,000 ボルト
ウ 計量電圧(標準電圧)	6,000 ボルト
エ 標準周波数	50 ヘルツ
オ 受電方式	常時1回線受電
カ 自家発電設備	あり(非常用, 系統連系なし)
キ 蓄熱設備	なし

(2) 契約電力等

ア 契約電力 680 キロワット

(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。)

イ 予定使用電力量 4,015,000 キロワット時

(月別の予定使用電力量は別紙のとおり。なお、予定使用電力量は確約する使用電力量ではないので増減を生じる可能性がある。)

(3) 電力量等の検針

ア 自動検針装置	有
イ 電力会社の検針方法	遠隔自動検針
ウ 計量器の構成	屋内耐候形電力需給用複合計器(通信機能付、精密級)

(4) 需給地点

需要場所における千葉県が施設した引込柱上の千葉県の引込口配線と東京電力パワーグリッド(株)の架空引込線との接続点

(5) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ

(6) 保安上の責任分界点

上記需給地点に同じ

5 その他

- (1) 契約の履行のため、千葉県所有の土地を使用して設備を設置し、又は千葉県所有の施設を使用する場合は千葉県の承認を得た上で無償で 사용할 ことができる。
- (2) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 1000kVAの非常用自家発電設備を1台有している。
- (4) 各月における時間帯別使用電力量を翌月初旬に提供すること。
- (5) 電気料金請求及び支払い方法

電気料金は、請求書（紙）により請求するものとし、支払いは請求者の指定する口座に振り込むこととする。

- (6) 消費税率の変更について

資産の譲渡等に係る消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率」という。）の変更により、契約単価に変更が生じる部分については、後日、変更契約を締結する予定である。このため、契約希望金額の算出に当たっては、実際に適用される見込みの消費税率にかかわらず、この課税取引の全体に消費税率8パーセントが適用されるものとして算出すること。

別紙

平成31年度年間予定使用電力量

東葛・葛南地区工業用水道南八幡浄水場

年 月	予定使用電力量 【kWh】	予定使用電力量の適用区分別内訳【kWh】				予想最大需 要電力【kW】	予想力率 【%】	そ の 他
		その他季昼間時間	夏季昼間時間	ピーク 時 間	夜 間 時 間			
平成31年 4月	330,000	175,000			155,000	640	100	
平成31年 5月	341,000	162,000			179,000	630	100	
平成31年 6月	330,000	186,000			144,000	630	100	
平成31年 7月	341,000		139,000	41,000	161,000	650	100	
平成31年 8月	341,000		141,000	41,000	159,000	680	100	
平成31年 9月	330,000		124,000	36,000	170,000	650	100	
平成31年 10月	341,000	186,000			155,000	650	100	
平成31年 11月	330,000	170,000			160,000	620	100	
平成31年 12月	341,000	175,000			166,000	630	100	
平成32年 1月	341,000	170,000			171,000	640	100	
平成32年 2月	308,000	163,000			145,000	650	100	
平成32年 3月	341,000	185,000			156,000	650	100	
合 計	4,015,000	1,572,000	404,000	118,000	1,921,000	680	100	—

(注1) 予想力率の合計欄は、平均値を示す。

(注2) 予想最大需要電力の合計欄は、契約電力を示す。

＜適用区分の定義＞

夏 季 : 7月1日から9月30日までの期間をいう。

そ の 他 季 : 4月1日から6月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

ピーク 時 間 : 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいう。ただし、休日等の該当時間を除く。

昼 間 時 間 : 毎日午前8時から午後10時までの時間をいう。ただし、ピーク時間及び休日等の該当時間を除く。

夜 間 時 間 : ピーク時間及び昼間時間以外の時間をいう。

休 日 等 : 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日をいう。